

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鳩山町は、比企南丘陵の南端、埼玉県ほぼ中央に位置し、のどかな田園と市街地の新しい町並み、歴史文化と学術研究機関の調和を目指して、落ち着いたの中に新鮮さ溢れるまちとして発展してきました。

また、本町の人口は、昭和49年に入居が開始された鳩山ニュータウンの影響により、平成7年に17,967人まで増加しましたが、令和6年4月には12,906人に減少するなど、我が国が本格的な人口減少時代を迎えるなか、大きく上回るスピードで人口減少が進むとともに、少子高齢化も著しい状況となっています。

産業基盤においては、統計調査結果での事業所数、従業者数や製造品出荷額等が、埼玉県内で最下位グループに位置するなど極めて脆弱な状況です。そのような状況を打開するため積極的に企業誘致に取り組んでおりますが、グローバル化が進展するなか、従来のような企業立地を期待することは難しい状況です。

このような背景から、町内の中小企業数は確実に減少傾向になっているとともに、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、現状のままでは、本町の数少ない産業基盤が失われかねない状況となっています。

このようなことから、町内事業者に対する何らかの措置を講じることにより、課題である人手不足や後継者による事業継続が可能となる状況にすることが、喫緊の課題となっています。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町の数少ない中小企業への設備投資を活発化するとともに、第6次鳩山町総合計画基本構想の土地利用構想図に位置付けられている、産業誘導エリアへの企業誘致を推進するため、企業の立地動向等を踏まえた企業誘致推進プログラムを作成するなど、迅速な対応を図ることを目指します。

これらを実現するための目標として、計画期間中の先端設備等導入計画認定数を1社として設定します。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

### 2 先端設備等の種類

当町の工業は、金属・電気機械・輸送機械・精密機械など幅広い業種で構成されており、いずれも下請としての役割を担う中小企業が多い状況ですが、この企業が本町の経済発展に重要な役割を担っております。

また、商業に関しては、消費者意識の変化や規制緩和の進展、情報技術の進化などを背景に大きく変化しており、ロードサイドへの商店立地やコンビニエンスストア、インターネットを利用した販売などの新業態への台頭が進み、既存商店は活力の低下が目立つ現状ではありますが、これらの業種も本町の経済並びに雇用を支えている事業者であり、生産性向上を実現する必要があります。

このような事業者への設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとします。

ただし、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー関連設備（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の規定による設備をいう。）に関しては、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置する設備のみ認めるものとします。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

当町の商業地は、鳩山ニュータウン地域と今宿地域に集積されており、デマンドタクシーや町営路線バスなどを公共交通として活用しています。

また、新たな商業や工業の立地を誘導するエリアとしては、北部地域の豊かな環境と地域特性を調和した創造型の工業地域をエリアとして位置付けていることから、事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は鳩山町全域とします。

#### (2) 対象業種・事業

当町の工業は、金属・電気機械・輸送機械・精密機械など幅広い業種で構成されており、いずれも下請けとしての役割を担う中小企業が多い状況ですが、この企業が本町の経済発展に重要な役割を担っています。

また、商業に関しては、消費者意識の変化や規制緩和の進展、情報技術の進化などを背景に大きく変化しており、ロードサイドへの商店立地やコンビニエンスストア、インターネットを利用した販売などの新業態の台頭が進み、既存商店は活力の低下が目立つ現状ではありますが、これらの業種も本町の経済並びに雇用を支えている事業者であり、生産性向上を実現することから、本計画の対象業種は全業種とします。

また、下請けとしての役割を担う中小企業が多い状況でも、生産性向上に対する事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ICT及びIoT導入等による業務の効率化、省エネの推進並びに市町村の枠を超えた海外市場等を見据

えた連携等が期待されます。

このようなことから、本計画は、労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれる事業の全てを対象とします。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とします。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・現在、町内の中小企業数は確実に減少傾向であることから、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮します。
- ・公序良俗に反する行動や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮します。
- ・地方税法に規定する徴収金の滞納がないことを要件とします。